

滋賀県電気自動車・プラグインハイブリッド自動車充電設備導入推進補助金 Q & A

Q 1 急速充電器は対象か。

A 1 急速充電器は対象としていません。

Q 2 スタンド型（ポール型）の200V充電器の設置は対象か。

A 2 対象としています。ケーブル無し（コンセント型）充電器、ケーブル付き充電器のいずれも対象としています。

Q 3 100V充電コンセントの設置は対象か。

A 3 補助の対象としていません。

Q 4 県内に本社があるが、充電器は県外の営業所に設置したい。補助の対象か。

A 4 対象になりません。県内に設置されるもののみが対象です。

Q 5 他の補助金を受けている場合でも対象となるのか。

A 5 他の公的機関からの補助金を受けている場合は対象となりません。

Q 6 一補助事業者が、複数の場所への設置について応募することは可能か。可能の場合上限はあるのか。

A 6 可能です。また、原則として上限は設けていませんが、地域的なバランス等を考慮して補助対象を制限する場合があります。

Q 7 同一施設内に複数設置する場合の補助申請額の計算はどうするのか。

A 7 それぞれの充電器設置にかかる補助対象金額に補助率を乗じて得られた金額を合計した金額とします。ただし、複数の充電器で分電盤を共用する場合の当該分電盤の設置費用（既存盤にブレーカーを増設する場合は、当該増設工事にかかる費用）は、いずれか1台の充電設備において一括計上するものとし、2台目以降は、充電器本体の設置費とケーブル工事費の合計により補助申請額を算出してください。
なお、地域的なバランス等を考慮して補助対象を制限する場合があります。

Q 8 事業計画書の「事業完了予定年月日」は、何をもって「完了」とするのか。

A 8 代金の支払いをもって完了とします。

Q 9 整備した後は、県から設置場所について公にされるのか。

A 9 県内の充電設備の設置場所については、広く公表していきます。

Q 10 一般の利用に供しなければならない時間帯はあるのか。また、管理はすべて補助事業者が行うということでしょうか。

A 10 営業時間等が異なるため統一的な時間帯は示していません。事業計画書および事業報告書の「利用方法」欄に利用可能時間等を記載してください。また、管理にあたっては、善良な管理者の注意をもって管理してください。

Q 11 整備に当たって注意する点は何か。

A 11 整備にあたっては、「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック（2010年12月 経済産業省 国土交通省）」に記載のある注意点に、十分留意願います。